

消費税法の改正

国外の個人向け販売等で郵便物（20万円以下）として輸出している場合など保存すべき書類の内容、土地を売却し課税売上割合が大きく変動する場合などに承認を申請する「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請手続」の適用開始時期の見直しや消費者に対する「総額表示」の義務化など消費税の改正がされました。

【改正後①】令和3年10月1日以降に行われる資産の譲渡等から適用

郵便物（20万円以下）の輸出免税の適用を受けるための要件として帳簿又は書類の保存に代えて輸出証明書類として以下の書類の保存に改正されました。

① 小包郵便物又はEMS郵便物

- 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類及び以下の事項が記載された発送伝票等の控え
- ・輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等
 - ・品名並びに品名ごとの数量及び価額
 - ・受取人の氏名又は名称及び住所等
 - ・日本郵便株式会社による引受けの年月

② 通常郵便物

日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

【改正前①】（注）赤字の部分が改正されるところです。

発送方法	貨物（原則）	郵便物（簡易手続き）	
金額基準	—	20万円超	20万円以下（改正部分）
適用要件	輸出許可書	税関長が証明した書類	✖帳簿又は書類の保存

【改正後②】令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用

課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請は、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、課税期間の末日の翌日以後1か月以内に税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した課税期間から適用することと改正されました。

【改正前②】

当課税期間から適用を受けようとする場合は課税期間の末日までに税務署長の承認が必要でした。

「課税売上に準ずる割合」を適用する場面としては、共通の課税仕入れが大きい課税事業者が土地などの非課税資産の譲渡を行い課税売上割合が減少することで税負担が増加すること回避するために検討します。

《計算例》

商品売上高:8億8千万円 居住用の賃貸収入:1億2千万円

土地譲渡収入(単発的):2.5億円 課税売上割合に準ずる割合 88%

課税仕入:課税売上のみ対応 6億円 共通(課税と非課税売上対応)2億円

前提条件		税抜金額	消費税
課税売上	①商品売上高(課税)	880,000,000	88,000,000
	②居住用の賃貸収入(非課税)	120,000,000	
	③土地の譲渡収入(非課税:単発的)	250,000,000	0
	③課税売上割合①/(①+②+③)	70.40%	
課税仕入	④課税売上のみ対応	600,000,000	60,000,000
	⑤共通対応	200,000,000	20,000,000

控除対象消費税額の計算

課税売上割合	⑥原則 ④+⑤×課税売上割合③	74,080,000
	納付税額①-⑥	13,920,000

課税売上割合に準じる割合	⑦課税売上割合に準ずる割合(通算)	88.00%
	⑧ ④+⑤×課税売上割合に準ずる割合⑦	77,600,000
	納付税額①-⑧	10,400,000

共通の課税仕入れ額(2千万円)に課税売上割合(70.4%)か課税売上割合に準じる割合(88%)を乗じるかで納付税額に差が生じます。土地の譲渡などの単発的に発生する非課税売上によって、税負担が増加するような場合に、申請により課税売上割合に準ずる割合の適用が認められることとなります。

今回の改正ではありませんが、令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されるにあたり令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請ができるようになります。事務の合理化、リモートワーク対応には取引や請求書等の電子化が必須です。令和5年10月までに請求システムの(電子化、インボイス)対応等を検討してみませんか?